

2019年度

事業計画書

- ・生活介護事業所 こころの結
- ・共同生活援助事業所 こころの結
- ・特定相談支援事業
- ・障害児相談支援

社会福祉法人 結の会

1 運営方針

施設はサービス提供の主体として、利用者の選択に十分応えることができるようサービスの質の向上を図りながら、職員一人ひとりの専門性を高め、利用者本位の立場にたち、施設利用者に対し、その自立と社会経済活動への参加を支援しながら、他市町村、企業、教育機関、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努め、地域生活に必要な包括的支援を適切に行い、地域や家庭との結びつきを大切にしたい運営を行います。

2 支援内容

- (1) 利用者の主体性と自主性を尊重した支援に努めます。
- (2) 自立支援のための利用者一人ひとりの支援計画を立てます。
- (3) 事故防止には最大の注意をはらい、利用者が安心して施設利用ができるよう、健康管理及び安全対策に努めます。
- (4) 地域に根ざした施設として地域福祉サービスの推進とボランティアの受け入れ等地域との密接な連携と交流の推進を図ります。
- (5) 施設の専門性を発揮できるように、職員研修の充実を図り、職員の資質向上に努め、質の高いサービスが提供できるようにします。

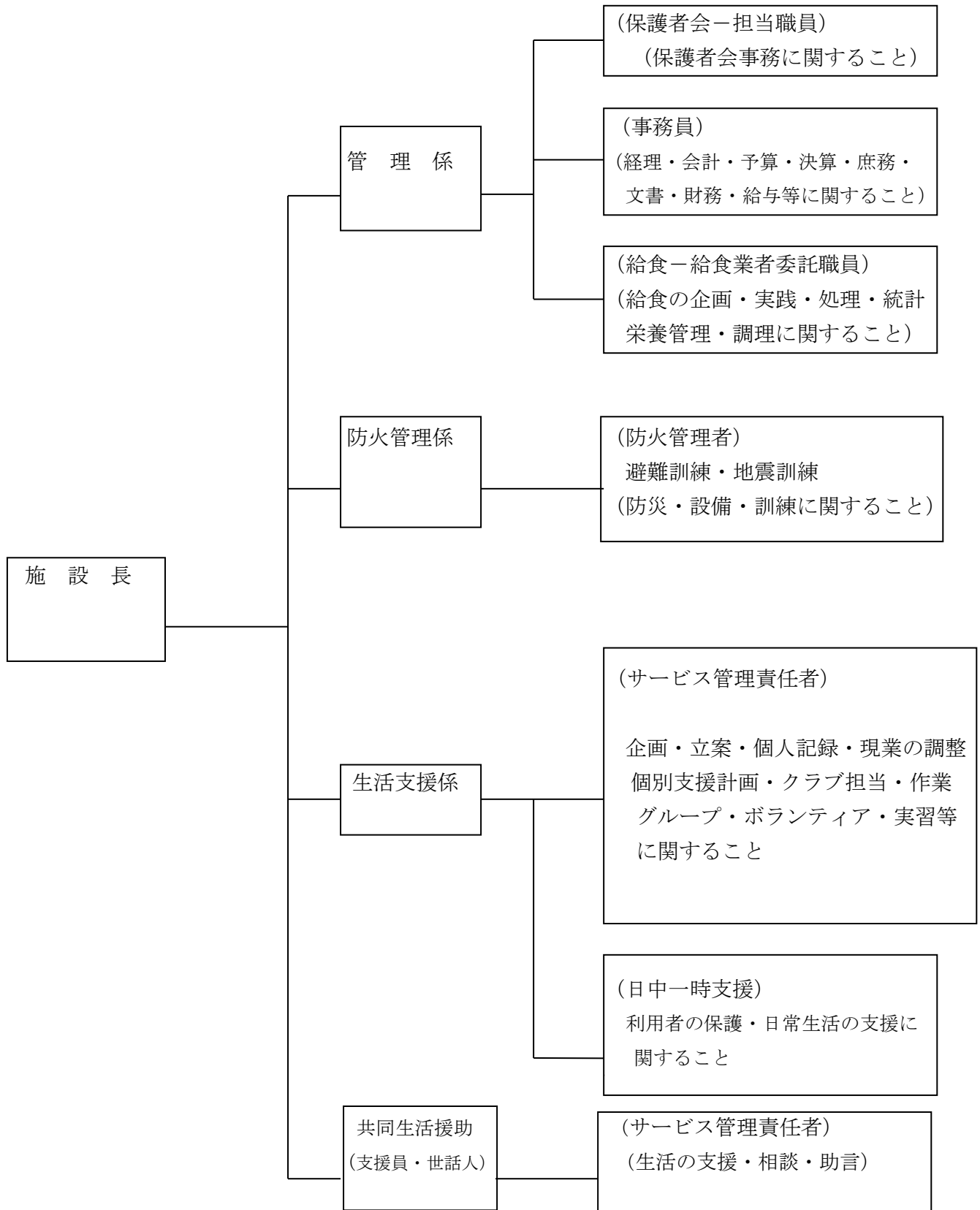
3 個別支援目標

- (1) 一人ひとりの個性や障害を理解し、その状態に応じた支援を実施します。
- (2) 日常の活動を通じて、簡単な調理・洗濯・掃除等の機会を作り、家庭生活においても役立つことができるよう支援を行います。
- (3) 家庭との連携を密にし、健康管理に努め、利用者の状態を把握します。
- (4) 個々の能力や障がいに応じた作業を取り入れ、自立支援を図ります。
- (5) 農耕・調理等の活動の中で、楽しく・有意義な時間が過ごせられるように支援します。

4. 他機関との連携

- (1) 家庭との連携を密にし、相互理解と協力が得られるよう信頼関係を深めます。
- (2) 健康管理については、日頃から主治医との連携を図ります。
- (3) 入退所等においては、関係機関（他市町村、特別支援学校等、障がい者総合相談支援センター、特定相談支援事業所等）と会議を行い、より良い支援ができるよう配慮します。
- (4) ボランティアを積極的に受け入れるとともにボランティアの養成を行い、日常の活動や行事の運営に対する協力が得られるように連携を図ります。
- (5) 作業実習生（在宅障がい者・特別支援学校実習生等）や学生及び一般実習生を積極的に受け入れ、福祉マンパワーの育成を図り、障がい者に対する理解が深められるよう啓発運動に努めます。
- (6) 地域行事等にも積極的に参加し、施設の運営に協力が得られるよう、地域との連携・強化に努めます。
- (7) 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 組織体制



6 生活介護事業所 こころの結 事業計画

利用者ひとり一人に対して、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他身体的機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

(1) 職員体制

管理者	事務員	サービス 管理責任者	生活支援員	看護師	嘱託医	給食業 務委託	送迎 運転手
1名	2名	常勤 1名	常勤8名 非常勤4名	非常勤 1名	非常勤 1名	(2人)	非常勤 2名

(2) 共同生活援助事業へのバックアップ支援

- ①世話人、支援員と連携。
- ②利用者への生活支援、助言・相談。
- ③保護者との連絡調整。
- ④サービス担当者会議への出席。

(3) 支援内容

- ①作業参加支援
- ②食事の介助
- ③身体等の介護
- ④パン・クッキー作り支援
- ⑤さをり織り・陶芸・ポストカード等自主作品制作支援
- ⑥農耕支援
- ⑦生活相談・助言
- ⑧健康管理

(4) 日課

時 間	内 容
8 : 3 0 ~ 8 : 4 5	職員打合せ
8 : 4 5 ~ 9 : 3 0	通所、更衣
9 : 3 0 ~ 9 : 4 5	朝礼、体操
9 : 4 5 ~ 1 0 : 3 0	ウォーキング (軽作業)
1 0 : 3 0 ~ 1 0 : 4 5	休憩
1 0 : 4 5 ~ 1 2 : 0 0	軽作業 農耕

12:00～13:00	昼食、休憩
13:00～14:00	軽作業、レクリエーション、グループ活動等
14:00～14:15	休憩
14:15～15:15	軽作業、レクリエーション、グループ活動等
15:15～15:25	休憩
15:25～15:45	片付け・掃除
15:45～16:00	帰宅準備
16:00～	帰宅

(5) 週の活動

※土・日・祝日＝休み

時間	月	火	水	木	金
午前	軽作業 ・ウォーキング ・委託作業 ・農耕 ・パン製造	軽作業 ・ウォーキング ・委託作業 ・農耕 ・パン製造	軽作業 ・ウォーキング ・委託作業 ・農耕	軽作業 ・ウォーキング ・委託作業 ・農耕 ・パン製造	軽作業 ・ウォーキング ・委託作業 ・農耕 ・パン製造
午後	軽作業 ・委託作業 ・農耕 ・パン製造	軽作業 ・委託作業 ・農耕 ・パン製造	グループ活動 ・創作 ・スポーツ ・月1回音楽療法 ・環境整備	軽作業 ・委託作業 ・農耕 ・パン製造	軽作業 ・委託作業 ・農耕 ・パン製造

(6) 軽作業種目

①委託作業

目的：利用者が主体となり、それぞれの状態やニーズに応じた作業に取り組みます。仲間と共に働くことで、自分の役割を感じながらそれを果たせるように支援します。周りから評価を受けて喜びや達成感を味わうことで、やりがいに繋がれるように支援します。

内容：金具作業（コンセント取り付け金具袋詰め作業）

組み立て作業（洗濯用具組み立て・日用品組み立て・梱包作業等）

②農耕作業

目的：仲間と協力して畑を準備し、作物を育て収穫する難しさと喜びを実感できるように支援します。また、ボランティアにも教わりながら色々なことを体験していくことで、地域交流の機会を増やします。

内容：4月から1月・・・季節の野菜を作付け、除草、収穫

2月から3月・・・土づくり

※環境整備・洗車

※雨天時は、軽作業をする。

ボランティア：4名程度

③パン・クッキーづくり

目的：作業メンバーで協力し合う事で、仲間としての意識を持てるように支援します。各個人の出来る部分を丁寧に組み合わせ、働くことに喜びを持てるように活動をします。出来たことを振り返る場を設け、自信に繋がれるように支援します。

内容：パン・クッキーづくりの製造、袋詰め、シール貼、販売

定期販売：ベタニアケアハウス、芸濃福祉センター、メッセウイングみえ、稲葉特別支援学校、河芸ほほえみセンター、社会福祉協議会津支部

その他販売：(11月)ひろがれ友情ひろがれ仲間、(12月)芸濃クリスマスイベント

(7) グループ活動

①創作グループ

支援目標	それぞれの活動を通して楽しみを増やし、心身のリフレッシュを図ります。 *全体活動に参加しづらい方は、個別に対応します。 興味を持って取り組んでもらえるように支援していきます。
内 容	カラオケ・・・カラオケを楽しむ。 陶芸・・・作品づくり、作品販売 書道・・・作品づくり さをり織り・・・作品づくり、作品販売 環境整備・・・除草作業、清掃活動

②スポーツグループ

支援目標	スポーツやレクリエーションを通じて体力・健康に維持、運動不足解消、気分転換が行えるように支援します。また、仲間と協力する事(社会性)、目的達成(自己実現)という意識を持ちながらの集団活動の場にしていきます。楽しい事や充実した時間を過ごせるように新しいことも取り入れていきます。
内 容	ソフトボール・・・4月のソフトボール大会に参加と夏の甲子園大会三重予選を津球場で観戦する。 基礎体力・チームワークを作り、実践的な練習まで段階を踏みながら楽しく、安全に練習を行なう。昨年度は1勝も出来なかったので、みんなの「勝ちたい」という思いがかなう様にチーム一丸となって挑みたい。 カラオケ・・・他のグループと合同で楽しみ、気分転換を行う。

	その他・・・・・・皆が希望するスポーツ（サッカー・バトミントン等）やレクリエーションを取り入れて楽しく行っていききたい。ボウリング大会は好評なので30年度も行っていききたい。
--	---

(8) 保健衛生

利用者及び職員は、年2回以上の健康診断を実施し、既往疾患及び成人病等の予防に対処します。

また、職員は利用者の基礎疾患等の知識を十分念頭におきながら、利用者の援助に注意していきます。

- ①年1回（6月頃を予定）の検診車による定期健康診断。利用者の健康に留意します。
- ②年4回程度、嘱託医による健康診断を実施します。
- ③毎月1回、身体測定を月初めに実施します。
- ④毎日、生活支援員、看護師によるバイタルチェックを実施します。

(9) 利用者の会の開催

利用者の要望や希望が施設運営に反映されるよう月に一回会議を行います。

(10) 職員会議等の開催

会 議	曜 日	時 間	参加者
職員会議	第4火曜日	16:30～17:30	全職員
支援会議	第1火曜日	16:30～17:30	全職員
給食会議	第1木曜日	13:00～13:30	担当職員・利用者
個別支援会議	第3火曜日	16:30～17:30	全職員
打ち合わせ	月曜日～金曜日	17:15～17:30	全職員
施設内研修	10月に実施		全職員
利用者の会	月に一回実施		利用者・担当職員

(11) 防災訓練の実施

- (1) 火災及び地震による災害に備え、避難訓練を年に2回実施する。

5月—避難訓練	10月—地震訓練
---------	----------

- (2) 施設内及び送迎時における職員の防災訓練を実施する。

(12) 日直の業務内容

受け入れ準備・記録等	8:30～8:45
利用者の受け入れ	8:45～9:30

体操・朝礼・作業開始	9:30～
休憩準備	10:45～11:00
昼食準備	11:30～
昼食支援・昼休みの保護	12:00～13:00
作業開始（グループ活動）	13:00～
休憩準備	14:00～14:15
作業終了・後片付け	15:00～
お茶の準備・お茶	15:15～
掃除支援	15:25～
終わりの会	15:40～
利用者見送り・送迎支援	16:00～
記録・通所者出勤簿等の記入	16:15～
打ち合わせ・業務日誌記録	17:10～
戸締り・最終確認	17:30～

(13) 年間行事計画

月	行 事	保護者会行事	保 健
4月	・ソフトボール大会	・保護者会総会	・健康管理 (血圧・体重測定等)
5月	・避難訓練		・健康管理 (血圧・体重測定等)
6月	・グループ外出		・健康診断
7月	・グループ外出		・健康管理 (血圧・体重等測定)
8月	・音楽を楽しむ会		・健康管理 (血圧・体重等測定)
9月	・秋祭り	・秋祭り	・健康管理 (血圧・体重等測定)
10月	・日帰り旅行 ・地震訓練	・日帰り旅行	・健康管理 (血圧・体重等測定)
11月	・みかん狩り ・グループ外出		・健康管理 (血圧・体重等測定)
12月	・クリスマス会 ・大掃除	・奉仕作業	・健康管理 (血圧・体重等測定)
1月	・初詣 ・お七夜		・健康管理 (血圧・体重等測定)
2月	・グループ外出		・健康管理 (血圧・体重等測定)
3月	・グループ外出		・健康診断 (嘱託医)

7 共同生活援助事業所 こころの結 事業計画

(1) 運営方針

- ① 利用者にいそがいのある生活を送ってもらえるよう支援を行ないます。
- ② 地域との交流を大切にし、地域に根ざした運営に努めます。

(2) 職員体制

管理者	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	夜間支援員
1名 (兼務)	1名 (兼務)	3名 (非常勤)	4名 (非常勤)	3名 (非常勤)

(3) 共同生活援助利用者

(男子：4名 女子：4名)

障害支援区分3：1名

障害支援区分4：2名

障害支援区分5：2名

障害支援区分6：3名

(4) 事業内容

(1) 生活支援プログラム（日常生活動作の介護及び支援を行う）

サービス種目	支援内容	実施日	場所
食事介護・支援	食事支援、食事マナーの習得	随時	グループホーム内
排泄介護・支援	定時排泄支援、排泄習慣の獲得	随時	グループホーム内
入浴介護・支援	入浴支援等	随時	グループホーム内
日常生活動作	歯磨き支援、着替え支援、調理、家事等	随時	グループホーム内
余暇支援	買い物（一号館）、散歩、サッカー、自治会の行事（夏祭り）等	休日	団地の公園 マックスバリュ等
健康管理	日常的な健康管理、健康相談、服薬管理	随時	グループホーム内

(5) 避難訓練

火災及び地震による災害に備え、避難訓練を年に2回実施します。

6月一火災避難訓練 (夜間想定)	11月一地震訓練 (夜間想定)
---------------------	--------------------

*自治会での防災訓練に参加

8 特定相談支援事業・障害児相談支援事業 事業計画

(1) 運営方針

利用者、家族に生きがいのある生活を送ってもらえるよう計画相談を行います。

(2) 基本情報

設置場所 三重県津市豊が丘二丁目59番1号
生活介護事業所こころの結事務所内

(3) 開設日及び開設時間

- ・相談受付：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分
- ・勤務時間：午前8時30分～午後5時30分
- ・休日：土曜日・日曜日・祝祭日
夏季（8月14日～8月16日）・年末年始（12月29日～1月3日）

(4) 職員体制

管理者1名、相談支援専門員1名

(5) 業務内容

<特定相談支援事業>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という)に規定される「特定相談支援事業」の業務を通じて適切に実施します。

- ①計画相談支援の提供
- ②サービス等利用計画の作成
- ③モニタリングの実施
- ④利用者負担額の受領事務
- ⑤支援費請求事務
- ⑥利用者からの相談・苦情処理に関する業務
- ⑦事業統計の作成 等

<児童福祉法に規定される「障害児相談支援事業」の下記業務を適切に実施>

- ①障害児相談支援事業の提供
- ②障害児支援利用計画の作成
- ③モニタリングの実施
- ④利用者負担額等の受領事務
- ⑤支援費請求業務
- ⑥利用者等からの相談・苦情処理に関する業務
- ⑦事業統計の作成 等